

千葉市災害時要配慮者支援計画(案)に関するパブリックコメント手続き意見の概要と市の考え方

	意見の種類	意見・質問(概要)	意見に対する本市の考え方	計画への反映
1	第1編総則	この計画の注目点は、「千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例」に基づき、拒否の意思表示のない限り避難支援等関係者に名簿情報が提供されることと市による支援体制と地域による支援体制の区分がわかりやすくなった。	本計画に基づき、避難行動要支援者の支援体制構築を推進して参ります。	-
2	第1編総則	「要配慮者」と「避難行動要支援者」の違いが判らないので、計画の中で明確にしてほしい。	計画P2第1編総則第1章総論3要配慮者に記載したところですが、ご意見を踏まえ、両者の違いが分かるように、改めました。	○
3	第2編避難行動要支援者の避難支援等	この計画の施行後、町内自治会等の取り組みについて、平成23年度の災害時地域支えあい事業実施の手引きに示されている民生委員の調査・同意書の扱いはどうなるのか。	本人の拒否の意思確認は、市が、郵送で確認を行うこととしており、今後は民生委員による同意確認は必要ありません。なお、この計画の策定に伴い、災害時地域支えあい事業実施の手引きも修正し、お示しいたします。	-
4	第2編避難行動要支援者の避難支援等	これまでの災害時要援護者支援事業の取り組みについて、変遷が分かるように示してほしい。	災害時地域支えあい事業実施の手引きを、これまでの災害時要援護者支援事業の取り組みの変遷が分かるように修正することとしております。また、今後、町内自治会等向けの、避難支援体制構築の説明の中で、ご要望に応じて、ご説明いたします。	×
5	第2編避難行動要支援者の避難支援等	情報伝達で、停電時にはITツールが使えなくなるので、防災行政無線の整備のような代替手段が必要になる。	ITツール以外の情報伝達手段の整備に努めていくこととしており、その他の情報伝達手段として「広報車」も記載することといたします。	○
6	第2編避難行動要支援者の避難支援等	名簿の記載事項について、「生年月日」ではなく、「生まれた年」にしてほしい。	名簿記載事項について、生年月日は、避難行動要支援者本人の特定に必要な基本的な情報であることから、「災害対策基本法」に規定されている法定事項であるため、「生まれた年」とすることはできませんので、ご了承ください。	×
7	第2編避難行動要支援者の避難支援等	名簿情報の提供先に、「千葉市社会福祉協議会」の「地区部会」を加えてほしい。	名簿情報の提供の根拠である千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例では、地区部会は提供先に規定していないことから、本計画において定めることはできません。今後、避難支援体制構築を進める中で、その他の提供先について、調査研究して参ります。	×